平成２８年（フ）第２４号
大分市大字駄原1445番地の43
債務者　株式会社魚蔵
代表者代表取締役　倉田　　潤
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原口　祥彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午後２時
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第８号
北海道北見市美山町南７丁目４番地38
債務者　滝澤　明嗣
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　大樹
4　破産債権の届出期間　平成28年２月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第９号
北海道北見市春光町５丁目７番３号
債務者　滝澤**英**三郎
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　大樹
4　破産債権の届出期間　平成28年２月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第５号
群馬県伊勢崎市東町2719―２　バンジービル302、住民票上の住所群馬県高崎市芝塚町2008番地
債務者　生方　壽美
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市村　大介
4　破産債権の届出期間　平成28年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午前10時５分
6　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第４４号
大分県日田市大字十二町475番地
債務者　近藤　尚子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　栄治
4　破産債権の届出期間　平成28年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８５０号
那覇市西１丁目11番地12号　アンピール西町305号室、住民票上の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山１丁目６番34号
債務者　鈴木　弘光
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　敬文
4　破産債権の届出期間　平成28年２月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午後１時35分
6　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５３６号
岡山市中区下475番地６エクセル東岡山705、旧住所岡山市東区政津535番地17
債務者　新谷真佐子
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　威
4　破産債権の届出期間　平成28年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月26日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８号
福岡県春日市須玖南３丁目142番地　サンコーハイツ貳号館202号
債務者　松岡和華子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　龍彦
4　破産債権の届出期間　平成28年２月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２００１号
名古屋市守山区八剣１丁目1203番地の１　ボウマノワール302号、従前の住所名古屋市名東区引山１丁目1005番地　サンリバーＫ－401号
債務者　富田　幸一
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　好香
4　破産債権の届出期間　平成28年２月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６号
福井県越前市深草１丁目15―24、住民票上の住所福井県越前市本多１丁目６番20号
債務者　藤田　雄亮
1　決定年月日時　平成28年２月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田外来彦
4　破産債権の届出期間　平成28年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１号
愛知県津島市鹿伏兎町下春日台８番地８
債務者　水島　義廣
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　志乃
4　破産債権の届出期間　平成28年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月10日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４１５号
愛知県高浜市呉竹町３丁目７番地10　オッツセブン102号室、前住所愛知県西尾市吉良町吉田東中浜51番地175
債務者　赤木　一志
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平林　奈純
4　破産債権の届出期間　平成28年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月10日午後２時50分
6　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５号
埼玉県草加市瀬崎７丁目１番21号
債務者　金丸　　隆
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小木　　出
4　破産債権の届出期間　平成28年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６０７号
埼玉県三郷市戸ケ崎3124番地58
債務者　元木　秋雄
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志村信太郎
4　破産債権の届出期間　平成28年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係